

答申第 12 号
平成23年 8 月 2 日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成22年12月 3 日付け青教員第514号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

教育委員会事務局・教職員処分事例一覧についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、「処分月日」及び「処分内容」については開示することが妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成22年9月17日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「平成19～22年度に県教育委員会が出した懲戒処分及び厳重注意・訓告処分（学校職員、事務局職員どちらも。市町村教委が行い、県教委に報告があった厳重注意・訓告処分を含む。）となった各事案の詳しい内容（処分を出した日、処分事由、事案の起こった場所、経緯、被処分者の所属）が分かる文書（処分事例一覧の記載内容で可）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「教育委員会事務局・教職員処分事例一覧」（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、本件行政文書について、条例第7条第3号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年11月1日、異議申立人に通知した。

なお、本件処分における開示しない部分及び開示しない理由は、次のとおりである。

開示しない部分	開示しない理由
所属、氏名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
職の一部	個人に関する情報であって、他の情報と照合す

	ることにより、特定の個人を識別することができるため。
処分内容、処分月日、分類、事件概要の一部	特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成22年11月4日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分において、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある」との理由により不開示とした文書について、不開示とした決定を取り消す」との決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分は、以下の理由から不当・違法であり、取り消されるべきである。

ア 児童生徒らに関わる処分事案自体が非公表となることは、社会的な不利益が非常に大きく、条例の趣旨も大きく逸脱している。

児童生徒らが被害を受けるなどした処分事案自体が非公表となってしまうと、県民は児童生徒らがどんな被害を受けるなどしたのか、教職員らが適正な学校教育を行っているのかどうかすら把握できない。子どもたちの教育に関わるはずの県民が、このような重要な情報を提供されないことは甚だ不当で、不利益は大きい。

処分事案は言わば、税で給与が賄われている地方公務員らが適正に職務を実行

していなかった事案であり、本県（知事部局）などは同様の開示請求があった場合、個人情報をもスキミングして開示している。しかし、同じ地方公務員である教職員らの処分事案のみを隠そうとする本件処分及び県教育委員会の公表基準は、条例第1条の趣旨を無視していると言わざるを得ない。処分事案の非公表は、税の負担者である県民をないがしろにし、県民に対する説明責任から逃げている。

近年、教職員らによる不祥事が社会的に大きな関心事となっている。県民には再発防止の観点からも、どのような処分が行われているのかを知る権利がある。

イ 「児童生徒らの権利利益を害するおそれ」は、公にする個人情報を一定程度制限することで排除することが可能であり、本件処分及び担当者の説明は条例第7条第3号の拡大解釈にすぎない。

本件処分について、担当者から、非公表となっているのは児童生徒らが被害を受けるなどして関わった事案であり、非公表の理由は「処分を明らかにすれば、生徒や児童らが学校に通いにくくなるなどの不利益が予想される」との説明を受けた。

しかし、開示に当たっては、個人を特定することが不可能な程度まで個人情報をスキミングすれば十分である。個人が特定される心配がなければ、事案の公表により児童生徒らに被害が及ぶ可能性は皆無であり、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）が目的とする「個人情報の権利利益の保護」も達成される。本件処分及び担当者の説明は、個人情報のスキミングという現実可能な手段を無視したものであり、条例第7条第3号の過剰な拡大解釈にすぎない。処分事案の非公表で守っているのは、子どもたちではなく、むしろ教職員らや教育委員会のメンツであると思われても仕方がない。

ウ 他県教育委員会は、児童生徒らに関わる処分事案を公表している。

東北の他県教育委員会は、児童・生徒らが被害者となるなどして関わった処分事案も公表している。県教育委員会の情報公開における後進性は明らかであり、早急に、少なくとも東北の他県教育委員会と同程度の公表基準にするべきだ。

(2) 理由説明書に対する反論

ア 処分時に事案自体を公表しなかった主な理由について

(ア) 「被害者及び保護者から事実を公表しないよう要望があった」との主張について

被害者及び保護者の「要望」は、被害者等のプライバシーが侵害されることへの懸念からであると思料されるが、公表情報から被害者の氏名や学校名、被処分者の氏名などを除くことでプライバシーの侵害を防ぐことができる。

非公表となった各事案で被害者及び保護者が公にならないことを望まなかつ

た理由については、自身のプライバシーに対する懸念が最も大きかったと思料される。つまり、被害者の氏名や学校名、又は被処分者が明らかにされることで、被害者が特定されてしまい、被害者が望まない詮索や追及を受ける「二次被害」に遭うという懸念である。

こういった事案では、異議申立人も懲戒処分時の公表する際の個人情報には、被害者に対する配慮をするべきと考える。しかし、事案自体を非公表とすることは、全く別次元の問題である。被害者の氏名や学校名、被処分者の氏名などを除くことで個人を特定することは不可能となるので、被害者に「二次被害」を与えずに事案の公表が可能となる。

そうした場合にも被害者が特定されるとすれば、被害者以外の関係者（被処分者を含む。）によって被害者につながる情報が漏れているケースが考えられる。そうした場合、問題となるのはむしろ教育委員会や学校などの情報管理体制である。県教育委員会が「被害者の特定につながらないようにする」と言いつつ、既に被害者の情報を漏らしているというのであれば矛盾そのものと言える。

このほかに被害者側が意図的に情報を漏らすケースも想定されるが、そもそも「公にしたくない」と考えているため、これは筋の通る話ではなく、除外してよい。

条例の趣旨から言えば、公表が可能な情報を正当な理由もなく非公表とする権限を、県教育委員会は有しないはずだ。むしろ可能な限り公表するよう積極的に努力するのが本来の行政の姿だが、県教育委員会はそうした努力から逃げている。

- (イ) 「一部でも公表した場合には、事案の内容が世間一般の興味をひき、さらに詮索、追及されることにより、被害児童生徒の権利利益が害される」との主張について

当該事案は生徒が被害に遭ったという重要事案であり、被害者及び保護者の要望があった場合でも、県民には事案の概要、すなわち教育現場で起こっていることに対する知る権利がある。

教職員の処分事案、とりわけ生徒が被害に遭った事案は社会的な影響が非常に大きく、県民が教育行政を論じる場合の重大な関心事であり、県民が「的確な理解と批判の下に」(条例第1条)教育行政の在り方を判断する上で欠かせない材料でもある。事案自体を公表しなければ、県教育委員会が行う処分が適正であるのかどうかのチェックが県民によってなされないことになる。

そもそも、県教育委員会は県民に対し「被害者及び保護者による要望から懲戒処分に該当する事案を非公表とした」という説明すらしていない。こうした県教育委員会の情報公開に対する姿勢は、「行政機関のみが情報を握り、適正に処理しておけばよい」という時代遅れな考えに基づいており、現在の県民目線では到底受け入れられない。

処分事案は税で給与が賄われる地方公務員等が適正に職務を実行できなかつたケースである。まして当該事案は、県民の宝である児童生徒らに被害が及ぶという重大な事案である。県民は納税者という観点からも知る権利を当然有する。

県民目線からは、当該懲戒処分事案の非公表が皮肉にも、既に「一次被害」を受けた被害者より教育委員会そのものを守る結果になっているとの批判も免れない。

ゆえに当該懲戒処分事案の非公表及び本件処分は、こうした知る権利をないがしろにし、条例の趣旨を踏みにじるものである。そもそも開示決定の有無にかかわらず公表されるべき事案なのである。

- (ウ) 「今後、同様の未公表事案に対する開示請求にも開示せざるを得なくなる」との主張について

懲戒処分の公表は、県民の厳しい目線にさらされることで教職員等の不祥事の再発を防止するという効果もあるが、事案自体の非公表はこうした効果を失わせる。

- イ 「異議申立ての理由に対する考え方」について

- (ア) 第4の2(1)について

「懲戒処分の公表に当たっても、第一に守るべきは公立学校において教育を受ける児童生徒の権利利益であると考えている」としているが、この点について異議申立人も異存はない。被害者が特定される形で事案が公表されれば、「二次被害」の懸念があるからだ。

ただし、被害者への配慮と、生徒らに被害が及ぶ重大な懲戒処分事案自体を丸ごと非公表とすることとは、別次元の問題である。「被害者の特定」は、それにつながる情報を排除することで避けることが可能である。

事案自体の公表が被害者の特定に直接結び付くかのような説明は、議論のすり替えにすぎず、成り立たない。プライバシー保護は被害者特定に関する情報を排除すれば実現可能で、「教職員が生徒に(おそらく多大な)被害を与えた懲戒処分事案の非公表」という県民にとっての不利益を避けることが可能である。

- (イ) 第4の2(2)について

趣旨はいまひとつ不明瞭だが、要するに当該処分事案の一部の公表により、①「自分が通う又は子どもが通う学校で発表と近い時期に退職した教職員がいる」との思いに至る、②「教職員の退職理由が「一身上の都合」という学校側の説明はうそで、処分されたのはその退職した教職員かもしれないと考え始める」、③「発表になった処分事案は自分の学校で起きたのではと考える」、④「当事者以外の生徒や保護者が(どういう理由からか)、校内にいると思われる被害者を何とか割ろうとする」といったケースであると思料される。

しかし、当該学校の教職員や教育委員会事務局の職員等(被処分者も含む。)

既にある程度の情報を得ている関係者ならともかく、強制捜査権を持つわけでもないそれ以外の児童生徒及び保護者等が、公表された処分内容の一部だけで自分の学校の事案だと断定することは、常識的に考えて困難である。仮に「自分たちの学校で起こった事案ではないか」との思いに至ったとしても、教職員等ある程度事情を知る関係者が情報を漏らしたり認めたりしない限り、確証を得られない。いわゆる「裏取り」ができないので、それ以上の追及も不可能である。

仮に事案が起こったかどうか分からない事案について多大なる興味を持った当事者以外の児童生徒や保護者が粘り強く被害者を探そうとしても、事情を知り得る者から被害者の特定に結び付く情報が一切出なければ、当然被害者の特定もできない。当該説明はあまりに非現実的である。

生徒が被害に遭った事案の場合、むしろ警戒すべきなのは、当該学校の教職員や教育委員会事務局の職員等既にある程度の情報を得ている関係者からの情報漏えいというケースである。学校側の情報管理がずさんで、被害者を守る体制が構築されていないと、県教育委員会による事案内容の公表の有無にかかわらず被害者が特定される可能性が高い。

逆に言えば、県教育委員会が公表しても、学校側や県・町村教育委員会の関係者及び被処分者等が秘密を守る情報管理体制が徹底していれば二次被害は起こり得ない。被害者を守る正しい対処法は事案を丸ごと非公表とすることではなく、学校側や教育委員会側が子どもを守るための情報管理を徹底することである。これは守秘義務を課される地方公務員として当然、要求されてしかるべき水準である。

ところで、県教育委員会は一部を除く懲戒処分事案について被処分者を匿名にして公表しているが、第4の2(2)と同様の論法が通用するならば、ほかの全ての事案概要の公表も直ちに被処分者の氏名等の特定に結び付くということ、すなわち教育委員会が条例第7条3号に反して公表を実施しているということになってしまう。つまり、全ての懲戒処分事案は非公表とするべきであるというあり得ない結論が導かれることになる。

ゆえに、当該説明は、県教育委員会の自己矛盾にすぎず、成立しない。

(ウ) 第4の2(3)について

異議申立人が電話で聞き取りした内容によると、秋田県は懲戒処分以上の事案は全て例外なく公表している。現在の基準となった2008年7月以前から事案自体を非公表とすることはなかったという。公表したことで被害者が特定され、被害が及んだ事例はないという。本県もこうした情報公開度が高い行政機関の情報公開に対する努力を見習うべきである。

宮城、山形、福島各県は本県と同様の例外規定を設けてはいるものの、少なくとも現在の基準に改訂後の数年、実績として事案全部を非公表としたケースはない。岩手県も「少なくともここ数年は事案ごと非公表としたケースはない」

という。これら4県の教育委員会は「全部非公表」を例外中の例外として限定的に規定を運用していると言える。それぞれのレベルで情報公開の重要性を認識しているため、「非公表はまずない」（他県教育委員会の担当者）という。

最も児童生徒のプライバシーが懸念される懲戒処分事案の一つとして、おいせつ被害にあったケースが想定される。この場合、他県教育委員会は被害者だけでなく、「県南地方の中学校の40代教諭」のように被処分者の情報を限定して公表している。県教育委員会は他県教委の公表状況すら参考にせず、情報公開の努力を避けたいため「本県は本県」との独自の論理で無視してきたと言われても仕方がない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分を行った理由

(1) 本件処分において、「処分内容、処分月日、分類、事件概要の一部」を開示しない理由は第2の2のとおりであるが、具体的には、当該情報が、「職員の懲戒処分の公表基準」（平成14年4月11日決定。以下「公表基準」という。）の2(3)の「児童生徒が被害者で当該児童生徒の権利利益が害されるおそれがある場合」に該当させて、懲戒処分時において公表事項の全部を公表しなかった事案（以下「本件未公表事案」という。）に係るものであるためである。

(2) 本件未公表事案に係る懲戒処分時の判断

本件未公表事案は、いずれもその被害者及び保護者から、事実が公にならないことについて強い要望があったものである。当該事案は、当事者を取り巻く児童生徒、教職員等の関係者、保護者が多数存在している上、その一部でも公表した場合には、事案の内容が世間一般の興味をひき、さらに詮索、追求されることにより、被害児童生徒の権利利益が害されるおそれがあるものであり、被害者及び保護者から強い要望があったことも踏まえ、公表しないと判断した。

(3) 本件未公表事案に係る本件処分の判断

本件未公表事案は、当事者を取り巻く児童生徒、教職員等の関係者、保護者が多数存在している上、その一部でも公表した場合には、事案の内容が世間一般の興味

をひき、さらに詮索、追求されることにより、被害児童生徒の権利利益が害されるおそれがあることに加え、当該事案を公表した場合には、同様の未公表事案が発生した後に行政文書開示請求が行われた場合にも開示していかざるを得なくなり、それにより被害者の意に反して、詮索・追求され、公にされることが起こり得るものであり、今後起こり得る同様の事案の場合の被害児童生徒についても、権利利益が害されるおそれがあるものと判断した。

2 異議申立ての理由に対する考え方

(1) 第3の2(1)アについて

懲戒処分の公表に当たっても、第一に守るべきは、公立学校において教育を受ける児童生徒の権利利益であると考えている。

被害者及び保護者の意向に反してまで懲戒処分に関わる概要を公表し、詮索、追求された場合には、発達過程にある児童生徒である被害者に与える精神的動揺が非常に大きく、さらに大きな心の傷を負わせることも起こり得るものである。公表しないことによる社会的不利益が、被害者及び保護者のプライバシーの保護よりも優先するとは考えていない。

(2) 第3の2(1)イについて

教職員の懲戒処分に関わる個人情報、一般の公務員に比べ、その影響は大変大きいものである。

例えば、懲戒免職を受けた被処分者が学校を去る場合に、懲戒処分を公表していない以上、一身上の都合による退職であると学校では児童生徒、保護者に説明しているが、処分内容、処分年月日が明らかになった場合には、これらの事実を関連付けて被害者が誰なのか、何が起こったのか等詮索・追求することが考えられる。

被処分者及び被害者を取り巻く児童生徒、教職員等の関係者、保護者が多数存在していることから、一部の情報であっても、公表した場合には、個人の特定につながるものであり、公にする情報を一定程度制限することで排除することが可能であるとは考えていない。

(3) 第3の2(1)ウについて

宮城県、山形県及び福島県は、懲戒処分の公表基準の中で、被害者のプライバシー保護等に配慮して、公表事項の全部又は一部を公表しない等の公表の例外規定を設けている。

秋田県は、懲戒処分の公表基準に明記していないが、被害者の人権等、特段の配

慮が必要な場合は、一部公表しない取扱いを行っている。

岩手県は、懲戒処分の公表基準を設けていないが、公表に際し、教育的配慮が必要な場合は、全部又は一部を公表しない取扱いを行っている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方及び判断の対象範囲について

(1) 条例の基本的な考え方

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

(2) 判断の対象範囲

なお、異議申立人は、第3の1のとおり、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある」との理由により不開示とした文書について、不開示とした決定を取り消す」との決定を求めており、実施機関が本件処分において不開示とした部分のうち、所属、氏名及び職の一部については異議申立ての対象としていないものと認められるので、当該部分については、当審査会の判断の対象としないものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成19年度から平成22年度までに、教育委員会事務局並びに小学校、中学校及び県立学校の教職員に対して行われた懲戒処分、訓告等の概要を記載した資料であり、教育委員会事務局の職員については、「所属」、「職」、「氏名」、「処分内容」、「処分年月日」、「処分事由」、「事案の起こった場所」及び「経緯」が、小学校、中学校及び県立学校の教職員については、「所属」、「職」、「氏名」、「処分内容」、「処分年月日」、「分類」及び「事件概要」が記載されている。

また、当審査会が、本件行政文書の作成目的及び利用状況について実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「本件行政文書は、懲戒処分

等の事務担当者が内容を入力し、処分前例を検索する際に参考にしたり、起案を綴る文書ファイルの目次として利用しているものであるが、文部科学省等の各種統計調査の基礎資料としても利用している」旨述べている。

3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件行政文書に記録された情報のうち、処分内容、処分月日、分類及び事件概要の一部（以下「本件情報」という。）を不開示としているので、以下、本件情報の条例第7条第3号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号の趣旨について

ア 条例第7条第3号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めており、同号本文では、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとしている。

イ 一方、条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優先するため開示すべきものについては、例外的に開示することとし、同号ただし書イからハマまでにおいて当該情報を規定している。

(2) 条例第7条第3号ただし書該当性について

本件情報は、教育委員会事務局並びに小学校、中学校及び県立学校の教職員に対して行われた懲戒処分、訓告等に関わるもので、個人に関する情報であると認められる。実施機関は、本件情報について、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」とし、条例第7条第3号本文に該当するとしているが、上記(1)イのとおり、本件情報が、条例第7条第3号ただし書のいずれかに該当する場合には不開示とすることはできないものであるから、まず、本件情報の同号ただし書該当性について検討する。

ア ただし書イ該当性について

(ア) ただし書イの趣旨について

ただし書イは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と規定しており、このうち「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りるものである。他方、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらないものである。

また、「公にされている情報」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はないものである。

- (イ) 当審査会が調査したところ、文部科学省では、「公立学校の教育職員に係る懲戒処分等の状況調査」（以下「文科省調査」という。）を実施し、調査結果を教育委員会月報や同省のホームページ等で公表していることが認められる。

同省のホームページで公表された「平成21年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」（以下「文科省公表資料」という。）においては、「交通事故」、「争議行為」、「体罰」、「わいせつ行為等」、「公費の不正執行又は手当等の不正受給」、「国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係るもの」、「個人情報の不適切な取扱いに係るもの」及び「その他」のそれぞれの処分事由ごとに懲戒処分等の状況が一覧表形式で掲載されているほか、「体罰」、「わいせつ行為等」、「公費の不正執行又は手当等の不正受給」、「国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係るもの」、「個人情報の不適切な取扱いに係るもの」については、それぞれの一覧表において、縣市名、処分年月日、懲戒処分の種類等が記載されている。

- (ウ) このため、実施機関に対し、本件情報が「慣行として公にされている情報」に該当しないかどうかについて説明を求めたところ、実施機関は、その提出した書面において、「文科省公表資料と比較した場合、「処分内容」及び「処分月日」については一致しているが、「分類」及び「事件概要」については一致しておらず、「慣行として公にされている情報」とは言えない」旨述べているところである。

当審査会が文科省公表資料に記載された情報と本件情報を比較したところ、本件情報のうち、「処分月日」及び「「処分内容」に記載された懲戒処分の種類」については一致したが、「「処分内容」に記載された懲戒処分の期間」に係る情報はなく、また、「分類」及び「事件概要」については、同一であるとは認められなかった。

- (エ) 文科省公表資料がそのホームページに掲載されているということは、誰でも閲覧することができる状態にあるものであり、また、当審査会が調査したところ、平成19年度以降の文科省調査に係る調査結果についても、同ホームページに掲載されていることから、文科省公表資料に記載された情報は、慣行として公にされている情報であると認められる。

- (オ) 以上のことから、本件情報のうち、「処分月日」及び「「処分内容」に記載さ

れた懲戒処分の種類」は、文科省公表資料に記載された情報と同一であり、「慣行として公にされている情報」であって、条例第7条第3号ただし書イに該当する。

イ ただし書ロ該当性について

ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と規定しているが、本件情報がこれらに該当しないことは明らかである。

ウ ただし書ハ該当性について

(ア) ただし書ハの趣旨について

ただし書ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定しており、このうち「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が地方公共団体の機関等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するものであり、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであって、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、「職務の遂行に係る情報」の対象となる情報ではないとされているところである。

(イ) 本件情報は、職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行をした職員に対する懲戒処分等の身分取扱い上の処遇に係る情報である。

懲戒処分等の対象となった職員に係る部分には、当該懲戒処分等の対象となった職員の職務に関連する部分がないとも言えないが、職員が懲戒処分等を受けたことは職務遂行等に関し非違行為があったことにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報で、職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の情報というべきものでもある。

このことからすると、本件情報は、条例第7条第3号ただし書ハには該当しない。

(3) 条例第7条第3号本文該当性について

本件情報のうち、「処分月日」及び「処分内容」に記載された懲戒処分の種類については、上記(2)アで検討したとおり、条例第7条第3号ただし書イに該当するので、これらを除く部分の同号本文該当性について検討する。

ア 本文の趣旨について

- (ア) 本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。
- (イ) このうち、「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」の趣旨は、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報とするものであり、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるものである。
- (ウ) 次に「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の趣旨は、特定の個人を識別できない個人情報であっても、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合については、不開示情報とするものである。

イ 特定の個人の識別可能性について

- (ア) 実施機関は、本件情報を開示しない理由について、「特定の個人を識別することはできない」とし、個人識別性を否定しているところである。
- (イ) ところで、プライバシーに関する情報は、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に確保されるべきであるが、一方、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難であるため、条例第7条第3号本文では、「特定の個人を識別することができるもの」とし、包括的に個人識別情報を規定しているものである。

そして、当該個人識別情報には、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」も含まれ、これは、個人識別情報を更に広げる附加的規定である。このことから、「他の情報」の範囲によって、不開示情報の範囲が本来の個人識別情報の範囲を大きく超えて拡大することになれば、それは、条例が想定していないところであると言える。この点については、開示された情報のみでは特定の個人を識別することはできないとは言い難いが、開示された情報とほとんど等しいもの、すなわち、一般人が通常入手し得る情報と組み合

わせると特定の個人が識別され得る場合には、本来の個人識別情報と同様に取
り扱わざるを得ないという趣旨に解するのが相当である。

もっとも、このような解釈によって個人識別情報に該当しないとしても、特
定の個人と特別の関係にある者が、開示請求により得た情報と自己の有する情
報とを組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る場合には、条例第
7条第3号本文後段の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するお
それがあるもの」に該当することとなるものである。

よって、本件情報のうち、「処分月日」及び「「処分内容」に記載された懲戒
処分の種類」に係る部分以外の特定の個人の識別可能性については、上記の考
え方を踏まえて検討する。

- (ウ) 本件処分では、所属、氏名、職の一部が開示とされているため、本件情報
のうち、「処分月日」及び「「処分内容」に記載された懲戒処分の種類」に係る
部分以外は、それ単独ではもとより、これらを組み合わせたとしても、一般人
の立場からは、特定の個人を識別することはできないと認められる。

また、文科省公表資料において処分年月日や懲戒処分の種類に係る情報が公
表されているが、これらの情報を組み合わせたとしても、一般人の立場からは、
特定の個人を識別することはできないと認められ、その他一般人が通常入手し
得る情報に関し特段の事情も存しないことから、本件情報のうち、「処分月日」
及び「「処分内容」に記載された懲戒処分の種類」に係る部分以外については、
特定の個人を識別することはできないと認められる。

ウ 個人の権利利益を害するおそれについて

- (ア) 実施機関は、本件情報を開示しない理由として「特定の個人を識別するこ
とはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるた
め」としているが、具体的には、本件情報は、「本件未公表事案に係るものであ
るため」とし、「本件未公表事案は、当事者を取り巻く児童生徒、教職員等の関
係者、保護者が多数存在している上、その一部でも公表した場合には、事案の
内容が世間一般の興味をひき、さらに詮索・追求されることにより、被害児童
生徒の権利利益が害されるおそれがある」としているところである。

そして、「例えば、懲戒免職を受けた被処分者が学校を去る場合に、学校では
一身上の都合による退職であると児童生徒、保護者に説明しているところ、処
分内容、処分年月日が明らかになった場合には、これらの事実を関連付けて被
害者が誰なのか、何が起こったのか等詮索・追求することが考えられる」、「被
処分者及び被害者を取り巻く児童生徒、教職員等の関係者、保護者が多数存在
していることから、一部の情報であっても、公表した場合には、個人の特定に
つながる」とし、また、「本件未公表事案は、いずれもその被害者及び保護者か
ら、事実が公にならないことについて強い要望があった」とした上で、「被害者
及び保護者の意向に反してまで懲戒処分に関わる概要を公表し、詮索、追求さ

れた場合には、発達過程にある児童生徒である被害者に与える精神的動揺が非常に大きく、さらに大きな心の傷を負わせることも起こり得る」としているところである。

- (イ) そこで、当審査会が本件情報を公にすることによる被害児童生徒の特定可能性、権利利益の侵害の内容・程度について改めて説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「本件行政文書の処分事例は、おおむね処分月日順に記載しているため、およその処分月日は推測することができ、仮に「処分内容」、「分類」又は「事件概要」のみを開示した場合であっても、推測した「処分月日」と「分類」を組み合わせることによって、その周辺に突然教員が辞めた学校では、教職員や児童生徒、保護者やその教員を取り巻く関係者の間で勘繰られたり、何が起こったのか、被害者が誰なのか等詮索・追求され、被害児童生徒に結び付く可能性がある」とし、「新聞報道された場合には、処分月日により被処分者の目星を付けた者が、その当時被処分者に親しい存在であった被害児童生徒に目を向け、詮索、追求する可能性もあるほか、実際に被害児童生徒自身の氏名が挙げられない場合であっても、精神的に不安定になり、学業、生活に大きな支障が生じる可能性がある」としている。また、免職以外の処分の場合であっても、「本件未公表事案の被害児童生徒は、事件により動揺し精神的に不安定になったことから、特別の対応をしたが、周りの児童生徒は、被害児童生徒がそのような状況にあることを見ていることから、新聞報道された内容と関連付けて、被害児童生徒に目を向け、詮索、追求する可能性もあるほか、実際に被害児童生徒自身の氏名が挙げられない場合でも、精神的に不安定になり、学業、生活に大きな支障が生じる可能性がある」としている。

- (ウ) 「処分内容」に記載された懲戒処分の期間」について

- a 本件情報のうち、「処分内容」に記載された懲戒処分の期間は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年9月青森県条例第57号）の規定による特定の懲戒処分の効果としての期間である。上記(2)アで検討したとおり、「処分月日」及び「処分内容」に記載された懲戒処分の種類は「慣行として公にされている情報」であり、「処分内容」に記載された懲戒処分の期間を公にしたとしても、公表された懲戒処分の期間が新たに判明するだけであって、関係者が被害児童生徒を識別し、又は被害児童生徒が詮索・追求されるおそれがあるとまでは認められない。
- b よって、「処分内容」に記載された懲戒処分の期間は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

- (エ) 「分類」について

- a 「分類」には、文科省公表資料における特定の「処分事由」をより細分化した情報が記載されており、当該情報に係る行為は、実施機関が主張するように、「世間一般の興味をひく」ものであって、被害児童生徒にとっては、通常他人に知られたくない、機微にわたる情報であると認められる。

- b 本件情報は、児童生徒に関わる事案に係るものである。このため、その懲戒処分が被処分者の身分や勤務状況など外形上の変更を伴うものである場合は、被処分者が属する学校の他の教職員、児童生徒、保護者らは、公にされている処分年月日や懲戒処分の種類を組み合わせることによって、被処分者を認識し、又は推測することが可能となると認められる。一方、当該懲戒処分が外形上の変更を伴わない場合であっても、被害児童生徒にはその学校で特別の対応が行われていることから、少なくともその周囲の児童生徒や関係者は、公にされている処分年月日や懲戒処分の種類を組み合わせることによって、特別の対応が行われていた児童生徒が被害児童生徒であることを認識し、又は推測することが可能となると認められる。
- c そのような状況において、「分類」に記載された情報を公にした場合、当該情報がaのような性格を有するものであることも踏まえると、当該関係者が、被害児童生徒が誰であるのか、被害児童生徒に何があったのかを具体的に推測し、又は詮索・追求するおそれが生ずることは否定できず、そのことにより、被害児童生徒が受ける社会的・精神的ダメージは、大きいものと認められる。
- d よって、「分類」に記載された情報は、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(オ) 「事件概要」について

- a 「事件概要」には、被害児童生徒の性別等のほか、「分類」に係る行為のおおまかな状況が記載されており、事件の具体的な内容に係る当該情報は、一般的には、被害児童生徒にとり、正に他人に知られたくない、機微にわたる情報であると認められる。
- b このため、当該情報を公にすると、関係者が、被害児童生徒に生じた事情などについて推測し、又は詮索・追求するおそれや、それにより被害児童生徒が受ける社会的・精神的ダメージは、(エ)で検討した「分類」に記載された情報を公にした場合と比較しても、より一層強く、大きいものであると認められる。
- c 加えて、「事件概要」に記載された情報を公にした場合、被害児童生徒の性別などが明らかとなるほか、「分類」に係る行為の状況が相当程度明らかとなるものである。このため、当該情報と、公にされている処分年月日及び懲戒処分の種類を組み合わせることによって、被害児童生徒が識別され、又は詮索・追求されるおそれがより強くなるものと認められる。
- d よって、「事件概要」に記載された情報は、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(カ) その他

実施機関は、本件情報を不開示とした具体的な理由については、本件情報が本件未公表事案に係るものであるためとし、被害児童生徒及び保護者から事実

が公にならないことについて強い要望があったことも踏まえている旨述べている。

しかし、実施機関が未公表事案としたこと自体は、実施機関が定めた公表基準に基づく判断であり、このことが、直ちに条例上の不開示情報に該当することを意味するものではない。本件情報が不開示とすべき情報であるかどうかは、条例で定める不開示情報の要件に則して判断しなければならないものである。

すなわち、本件情報に係る行為の性質、状況等当該事案の内容を総合的にしんしゃくした上で、本件情報を公にすると、当該被害児童生徒の権利利益を害することとなるのかについて、具体的・客観的に判断する必要がある。

被害児童生徒や保護者からの非公表の要望も、この意味において、判断要素の一つに止まる。本件情報が個人の権利利益を害するものであるかどうかの判断は、当該要望の有無のみによって決定されるものではない。

エ 以上から、本件情報のうち、「分類」及び「事件概要」に記載された情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号本文に該当すると認められる。

4 結論

以上のとおり、本件情報には、条例第7条第3号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成22年12月3日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成23年1月4日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成23年1月12日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成23年1月21日 (第12回審査会)	・審査を行った。
平成23年2月15日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成23年2月18日 (第13回審査会)	・審査を行った。
平成23年3月17日 (第14回審査会)	・審査を行った。
平成23年4月15日 (第15回審査会)	・審査を行った。
平成23年5月19日 (第16回審査会)	・審査を行った。
平成23年6月14日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成23年6月17日 (第17回審査会)	・審査を行った。

平成23年 7 月13日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成23年 7 月15日 (第18回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

(平成23年8月2日現在)